

(参考) 国の助成制度について

制度の概要

山間部など、自然の地形が原因でNHKの地上テレビ放送がアナログもデジタルも受信できない地区にお住まいの方が、はじめてBS放送を受信するための設備を購入・設置した場合に、その経費の一部を助成するものです。

助成の対象となる要件

- ◆ NHKと放送受信契約を締結している世帯であること。(事業所、学校、ホテル、旅館等は対象外)
- ◆ 自然の地形が原因でNHKの地上テレビ放送が受信できない地区にある世帯であること。
- ◆ 平成22年4月1日以降にはじめてBS放送の受信設備を設置した世帯であること。

助成額

BS放送受信設備の購入・設置経費の1/4 (最大2万5千円まで)

問い合わせ窓口

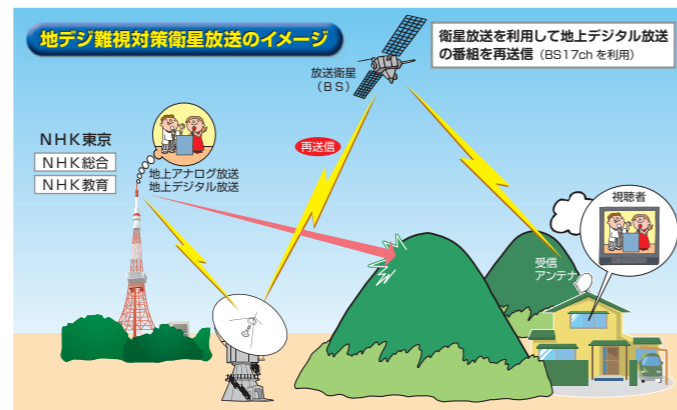
情報通信研究機構 (NICT) 情報通信振興部門 情報格差対策グループ

【電話】 042-327-6022 (受付時間 平日 9:30~18:00)

【FAX】 042-327-5708 【E-mail】 kakusa@ml.nict.go.jp

地デジ難視対策衛星放送とは

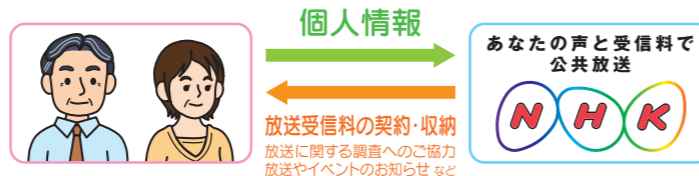
- ◆ 地上アナログ放送が終了するまでに地上デジタルテレビ放送が送り届けられない地区にお住まいの方に、テレビ放送を視聴いただけるように、暫定的に衛星放送を利用して地デジの番組をご覧いただくものです。
- ◆ この放送は、社団法人デジタル放送推進協会 (Dpa) が実施しており、DpaはNHKの番組を再送信して難視対策を行っています。
- ◆ 実施期間は2015年3月末までです。
- ◆ ひとつの世帯で視聴できる受信機の数に3台までです。



個人情報の取り扱いについて

NHKは、本支援制度で関わり得た個人情報をNHKの放送受信料の契約・収納 (家族割引の適用確認を含みます) のほか、日本放送協会放送受信料免除基準の適用、放送の受信に関する相談業務、放送やイベントのお知らせ、放送に関する調査へのご協力のお願いのために利用します。

この内容を承諾いただき、支援の申請を行ってください。



NHKの問い合わせ窓口

NHKアナログ難視聴相談センター

【電話】 0570-03-7474 【受付時間】 平日 9:00~18:00

NHKの地上テレビ放送が受信できない地区の皆さまへ

あなたの声と受信料で
公共放送



地デジ難視対策衛星放送をご覧いただくための 受信設備の設置等をNHKが支援します



支援制度の概要

地上アナログテレビ放送が受信できず、地上デジタルテレビ放送も受信できない地区において、地デジ難視対策衛星放送を受信するために必要なチューナーの無償貸与・設置、又は受信設備の購入・設置に必要な経費の一部助成を行います。

対象となる方

山間部など、自然の地形が原因で地上テレビ放送がアナログもデジタルも受信できない地区にお住まいで、BSデジタル放送を受信するための機器を持っていない世帯等 (事業所、学校、ホテル、旅館等も含みます) の方が対象となります。また、BSデジタル放送を受信するための機器を持っている方でも、平成22年4月1日以降にはじめて購入している場合は支援の対象となります。

ビルやマンションなどの構造物が原因で地上テレビ放送が受信できない地域の方は対象となりません。

対象となる要件

支援には、〈チューナーの無償貸与〉と〈経費助成〉の2種類があります。利用することができるのは、どちらか一方のみで、下記の要件を満たす必要があります。

共通の要件

- NHKと放送受信契約を締結していること。
- “自然の地形が原因で地上テレビ放送が受信できない地区”の世帯等であること。
- 地デジ難視対策衛星放送を受信すること。

〈チューナーの無償貸与〉の要件

- BSデジタル放送を受信できる機器*を所有していないこと。
- 貸与したチューナーの管理・返却等の取り扱いについて、NHKが定める規約に従うこと。

〈経費助成〉の要件

- BSデジタル放送を受信できる機器を所有していないか、平成22年4月1日以降にはじめて購入・設置していること。
- 国の助成制度 (衛星放送受信設備設置助成制度) を利用することが可能な場合は、当該制度を利用していること。
- BSアナログ放送を受信していないこと。ただし、BSアナログ放送を受信していても、BSデジタル放送を受信できる機器を1ヶ月以内に購入・設置する場合は、経費助成の対象となります。
- 過去に地デジ対応を目的としたNHKの助成を受けていないこと。

* BSデジタル放送を受信できる機器:

BSデジタルチューナー、BSデジタルチューナー内蔵型テレビ・レコーダーなど、BSデジタル放送を受信できる受信機

実施期間

実施期間は、以下の通りです。

● 支援実施期間: 平成24年3月31日まで

● 申し込み受付期間: 平成24年1月31日必着

(Z支援 第2版)



〈チューナの無償貸与〉の支援内容

- 放送受信契約1つあたり1回に限り、1台のBSデジタルチューナーを無償で貸与し、設置します。
- 必要な場合は、パラボラアンテナその他の付属品の取り付け工事も実施します。
- チューナーの貸与期間は、平成27年3月31日までです。期間中にBSデジタルチューナーなどを購入した際は返却していただきます。
- BSデジタルチューナーの設置、初期設定、使い方のご説明まで全てNHKで実施します。
- BSデジタルチューナーはNHKが用意しますので、機器設置のための費用立替や自己負担は不要です。
- 地デジ難視対策衛星放送の利用申込書の記入のお手伝いをします。

〈経費助成〉の支援内容

- 放送受信契約1つあたり1回に限り、BSデジタル放送の受信設備*を購入・設置するための経費の一部を、申請者が指定する口座に振り込みます。
*BSデジタル放送を受信できる機器（BSデジタルチューナー、BSデジタルチューナー内蔵型テレビ・レコーダーなど）のほか、パラボラアンテナその他の付属品（分配器、壁面端子、分波器など）も含まれます。
- 助成額：購入・設置経費の1/4、最大2万5千円まで 千円未満は切り捨てとなります。
- BSデジタル放送の受信設備は、お客様ご自身で購入・設置する必要があります。
- 助成経費の振込みは設備の購入・設置以降となるため、お客様で経費の立替が必要です。また、助成額は全額ではないため自己負担が発生します。
- 国の補助制度が利用可能な場合、国からの経費補助も受けられます。この場合、NHKの助成額は国と同額となります。
- 経費助成申請書や地デジ難視対策衛星放送の利用申込書など、必要書類の記入のお手伝いをします。

どちらの支援を利用できるか？

現在のBS放送の受信設備の所有状況により、利用できる支援が変わります。

BS放送受信設備の所有状況	BS放送受信設備なし	BSアナログ放送受信機器を所有 (BSデジタル放送機器なし)	BSデジタル放送受信機器を所有
チューナーの無償貸与	△*1	○	×
経費助成	○ 国の補助制度も利用可能	○*2	△*3

- *1 支援申込時に、地上アナログ放送を受信できるテレビを所有していない方は対象外となります。
- *2 支援申込から1ヶ月以内にBSデジタル放送を受信できる機器を購入・設置することが必要です。
- *3 お持ちのBSデジタル放送を受信できる機器が、平成22年4月1日以降にはじめて購入・設置したものであって、購入・設置の日付・経費を証明できる書類があれば、経費助成支援の対象となります。

支援制度の利用に必要な書類

チューナーの無償貸与	経費助成
● 支援申込書	● 支援申込書 ● 機器購入誓約書* ● 経費助成申請書 ● 受信機器の購入・設置の明細書等 (日付、金額、内訳が記載されているもの)
● 地デジ難視対策衛星放送利用申込書（さくら色） ● 本人確認書類（地デジ難視対策衛星放送の申し込みに必要です。）	

- は、NHKの支援スタッフがお持ちする書類です。
- は、お客様でご用意いただく書類です。
- * BSアナログ放送を受信している方のみ必要となる書類です。

支援制度の利用手続の流れ

